

## 琴浦町小学校適正規模・配置審議会要綱

### (設置)

第1条 琴浦町教育委員会は、琴浦町立小学校の適正な規模・配置等について審議するため、琴浦町小学校適正規模・配置審議会（以下「審議会」という。）を置く。

### (目的)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、琴浦町の将来を見据えた小学校の再編を含む適正な規模・配置等について調査、審議する。

### (組織)

第3条 審議会は、委員22人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、それぞれ当該各号に定める人数の範囲内で教育委員会が任命する。

- (1) 学校長代表 4人（小学校長3人 中学校長1人）
- (2) 小学校PTA代表 8人
- (3) 公民館長 3人
- (4) 区長代表 2人
- (5) 学識経験者 1人
- (6) 町民代表 4人

3 教育委員会は、町民代表から委員を委嘱するときは、公募を行うものとする。

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (会議の運営等)

第7条 会長は、会議の議事及び運営等に関し必要な事項を定めることができる。

### (庶務)

第7条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

### (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項がある場合は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成20年3月1日から施行する。

(審議会の招集に関する経過措置)

2 この訓令の施行の日以後最初に開かれる審議会は、第6条第1項の規定に関わらず、教育委員長が召集するものとする。